

八雲地域の 事業系一般廃棄物 処理手数料の納付申告を してください

事業系一般廃棄物の収集運搬で、八雲町のごみ収集運搬を利用して事業所については、町条例に基づいた処理手数料を毎年1回納付していただいています。

町のごみ収集運搬を利用して、納付申告されていない事業所は納付申告を役場環境水道課環境衛生係で行ってください。また、事業所の移転や閉鎖等があった事業所についても環境衛生係まで必ず申請してください。

【納付申告の対象事業所】

事業系一般廃棄物の収集運搬について、町のごみ収集運搬を利用して事業所

【申告・更正に必要な書類】

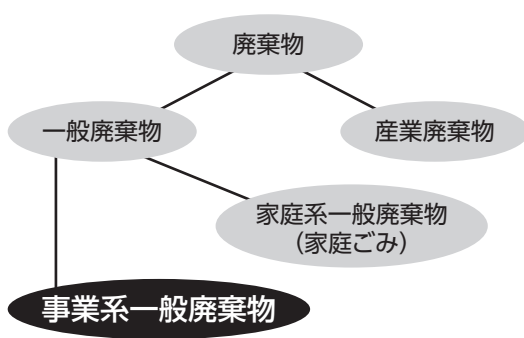
下記の表のとおり、各書類を環境衛生係の窓口へ提出してください。必要書類は環境衛生係窓口にあります。

申告・更正等必要な書類一覧

対象事業所	必要な書類の提出
①町のごみ収集運搬を利用して、未申告の事業所	納付申告書と調査表を提出
②移転などにより人員、場所等に変更がある事業所	更正申請書と調査表を提出
③閉鎖などで手数料を支払う必要が無くなった事業所	消滅申請書を提出

【「事業系一般廃棄物」とは】
事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って生じた産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

事業所から発生する事業系一般廃棄物は、各事業所で生活環境保全上支障が生じないように自らの責任において適正に処理することになっていきますが、八雲町では家庭ごみの収集・処理に支障にならない範囲で事業系一般廃棄物の収集・処理もおこなっております。



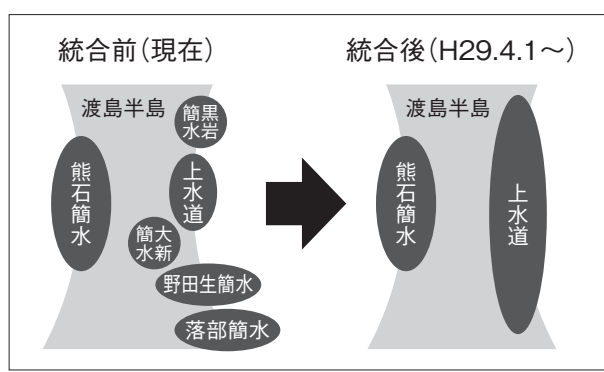
廃棄物の分類フローチャート

【問い合わせ先】
環境水道課環境衛生係
☎0137-6263-2020
FAX 0137-6263-2120

平成29年4月1日より 八雲地域簡易水道事業 の上水道事業への統合 について

八雲地域には現在4つの簡易水道事業(落部・野田生・黒岩・大新)と1つの上水道事業(市街地等)があり、会計を別々にして事業運営を行っていますが、この簡易水道事業については、上水道事業と比べると給水人口が少ない割に広い区域に給水を行っているため、効率的で経済的な事業運営を行うことが難しく、経営基盤が脆弱な状況です。このことから、八雲町としてより一層効率的で安定的な水道事業の運営を行うため、平成29年4月1日に八雲地域の4つの簡易水道事業を上水道事業に統合することを計画しており、現在統合に向けた作業を進めているところです。

この統合は、簡易水道と上水道の施設をつなぎ合わせるというのではなく、事業運営(経営)を一本化するものです。統合後は上水道事業の企業会計に一本化されることで、より効率的な管理運営及び資産や経営状況の把握が容易になり、より健全な経営を行っていくことができるようになります。なお、統合することで、水道使用者の皆様にご負担いただく水道料金や料金のお支払方法(口座振替、納付書払ほか)についての変更はありません。



これからも、町民皆様に安心・安全な水道水を安定的に供給していくため、各種見直し検討を行いながら健全な事業運営に努めていきますので、ご理解ご協力をお願いします。

【問い合わせ先】
環境水道課業務係
☎0137-63-2020